

○社会福祉法人東員町社会福祉協議会常勤臨時職員給与規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東員町社会福祉協議会（以下「本会」という。）臨時職員等就業規則第4条の規定に基づき、臨時職員で採用され、東員町社会福祉協議会職員就業規則に基づき勤務する職員（以下「常勤臨時職員」という。）の給与に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第2条 常勤臨時職員に支給する給与の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 給料
- (2) 扶養手当
- (3) 通勤手当
- (4) 住居手当
- (5) 時間外勤務手当
- (6) 休日勤務手当
- (7) 当番手当
- (8) 資格手当
- (9) 土曜日祝日手当
- (10) 直接介護手当
- (11) 期末手当
- (12) 勤勉手当
- (13) 退職手当

(給料)

第3条 常勤臨時職員に支給する給料は、常勤臨時職員給料表（別表第1）に定めるとおりとする。

2 前項の給料表は、第4条に規定する職員に適用する。

(初任給等)

第4条 常勤臨時職員の初任給は次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------|-------------|
| (1) 介護補助員 | <u>13号給</u> |
| (2) 事務員 | <u>19号給</u> |
| (3) 介護士 | <u>27号給</u> |
| (4) 介護支援専門員 | <u>60号給</u> |
| (5) 社会福祉士・理学療法士・作業療法士 | <u>67号給</u> |
| (6) 看護師 | <u>86号給</u> |

(定期昇給)

第5条 定期昇給は、毎年4月1日に行い、その前1年間におけるその者の勤務成績に応じ決定する。但し、勤務状況により昇給を行わないこともある。

2 昇級の号数は、前1年間の全部を良好な成績で勤務した職員の号給数を1号給とすることを標準とする。但し、昇給は採用から10年間とする。

(職員の継続雇用)

第6条 定年退職により退職したもので、継続雇用を希望する者の給料月額が初任給とする。ただし、更新は最長5年とする。

2 継続雇用職員の定期昇給は行わない。

3 継続雇用職員の手当は、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、当番手当、土曜日祝日手当、期末手当、勤勉手当とする。

(扶養手当)

第7条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ)

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 満60歳以上の父母及び祖父母

(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 身体又は精神に著しい障がいがある者

3 扶養手当の月額は4,000円とする。ただし、扶養親族たる子のうち満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は6,000円とする。

(通勤手当)

第8条 常勤臨時職員に通勤手当を支給する。支給については、東員町職員の給与に関する条例を準用する。

(住居手当)

第9条 住居手当は、自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額

16,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員に支給する。

2 住居手当の月額は、家賃の半額又は20,000円のいずれか少ない額とする。

(資格手当)

第10条 介護士のうち、介護福祉士の有資格者に対して、月額2,000円の資格手当を支給する。

(当番手当)

第 11 条 緊急時の連絡体制を確保するため、携帯電話を貸与する職員に対し月額 1, 0 0 0 円の当番手当を支給する。

(土曜日祝日手当)

第 12 条 施設事業係デイサービスセンターふれあいの職員が土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に定める日に勤務した場合には土曜日祝日手当日額 3 0 0 円を支給する。

(直接介護手当)

第 13 条 国が交付する介護職員処遇改善支援補助金により介護業務に従事する介護補助員、介護士、看護師、理学療法士、作業療法士に対して直接介護手当を支給する。支給については、次のとおりとする。

(1) 訪問介護職員 月額 1 0, 0 0 0 円

(2) 通所介護職員 月額 7, 0 0 0 円

2 当該補助金終了時にこの直接介護手当は廃止する。なお、この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

(期末勤勉手当)

第 14 条 期末勤勉手当は、6 月 1 日及び 1 2 月 1 日（これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職した職員に支給する。支給金額は、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じ、1 か月単位の割合を乗じて得た額とする。

2 期末手当の額は、給料月額合計額に 0. 4 を乗じた額とする。

3 勤勉手当の額は、給料月額合計額に 0. 1 を乗じた額とする。

(退職手当)

第 15 条 勤続 1 年以上の職員が退職した場合は、退職手当を支給する。ただし、死亡退職の場合は、その代表遺族に支給する。

2 退職手当の額については、財団法人三重県社会福祉事業職員共済会が定める退職手当共済契約約款に基づき支給する。

3 第 1 項の退職手当に必要な掛金は、退職手当契約約款の定めるところによる。

4 退職手当は、職員の退職日に応じ次の各号に定める時期に支払うものとする。

(1) 3 月から 4 月に退職した場合 同年 6 月

(2) 5 月から 1 1 月に退職した場合 同年 1 2 月

(3) 1 2 月から 2 月に退職した場合 同年度 3 月

(給与の支給方法等)

第 16 条 ここに定めのない給料、手当等の支給基準、手当の額及び支給方法は、この規程及び別に定めるもののほか、すべて「東員町職員の給与に関する条例」（昭和 3 2 年 3 月 2 2 日条例第 2 号。以下「条例」という。）並びに「東員町職員の給与の支給に関

する規則」(昭和41年2月28日規則第2号。以下「規則」という。)及び同「条例」、同「規則」施行に伴う関係諸規程を準用する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

第2条第10号及び第13条の規則は、令和4年3月16日から施行し、令和4年2月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。